

大洲市公共基準点管理保全要綱

(目的)

第1条 この要綱は、測量法（昭和24年法律第188号。以下「法」という。）の規定に基づき大洲市が管理する測量基準点（以下「公共基準点」という。）の一般的な取扱い及び管理保全に関して必要な事項を定め、その管理保全の万全を期することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において公共基準点とは、街区基準点をいう。

(管理の主体)

第3条 公共基準点の管理保全の主管課（以下「主管課」という。）は、農林水産部農山漁村整備課とする。

(公共基準点の使用手続)

第4条 公共基準点を使用する者は、あらかじめ公共基準点使用承認申請書（様式第1号）により市長へ申請し、公共基準点使用承認書（様式第2号）の使用承認を受けるものとする。

- 2 公共基準点を使用する者は、公共基準点使用承認書を常時携行し、市職員又は土地所有者等の請求があった場合は、速やかにこれを提示しなければならない。
- 3 公共基準点を使用した後は、公共基準点使用報告書（様式第3号）により使用結果を報告するものとする。

(工事施工の届出)

第5条 道路の堀削工事等を施工する者（以下「工事施工者」という。）が、公共基準点の付近でその効用に支障を来すおそれのある工事等を施工する場合は、あらかじめ公共基準点付近での工事施工届出書（様式第4号）を市長に提出し、市長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な措置を講じなければならない。ただし、第6条第1項の規定による申請をする場合は、公共基準点付近での工事施工届出書の提出を省略することができる。

- 2 前項のその効用に支障を来すおそれのある工事等とは、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 堀削底面端から45度以上の線に公共基準点の構造物が入る堀削工事等
 - (2) 車両及び重機等の振動が公共基準点に影響を及ぼす杭打ち及び杭抜き工事のうち、公共基準点から杭、車両及び重機等までの距離が5メートル以下となる行為
 - (3) その他公共基準点の効用に支障を来すと思われる工事等
- 3 第1項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
 - (1) 位置図、平面図、断面図（堀削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの）
 - (2) 引照点図又は市長の指示する測量資料
 - (3) 写真（公共基準点、公共基準点周辺、全引照点を確認できるもの）
- 4 公共基準点付近での工事が完了したときには、工事施工者は速やかに公共基準点付近での工事完了報告書（様式第5号）を市長に提出し、検査を受けなければならない。

5 前項の報告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 完了写真（公共基準点、公共基準点周辺が確認できるもの）
- (2) 公共基準点の異状の有無が確認できる測量資料（着工前・完了後が対比できる引照点図又は市長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な点検測量等の成果）

6 公共基準点付近での工事により、公共基準点の効用に支障を来した場合は、工事施工者は主管課との協議後、公共基準点復旧承認申請書（様式第6号）により市長に申請し、公共基準点復旧承認書（様式第7号）により復旧の承認を受けなければならない。

（一時撤去及び移転）

第6条 工事施工者（公共基準点の設置されている土地、建物の所有者又は管理者（以下「土地所有者等」という。）の行う工事を除く。）が、公共基準点を一時撤去又は移転する必要が生じた場合には、あらかじめ公共基準点（一時撤去・移転）承認申請書（様式第8号）により市長に申請し、公共基準点（一時撤去・移転）承認書（様式第9号）によりその承認を受けなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 位置図、平面図、断面図（堀削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの）
- (2) 写真（公共基準点、公共基準点周辺が確認できるもの）
- (3) 市長が指示する資料

3 土地所有者等の都合により公共基準点を一時撤去又は移転する必要が生じた場合は、土地所有者等は、公共基準点（一時撤去・移転）請求書（様式第10号）を市長に提出するものとする。

（機能の回復）

第7条 工事施工者が公共基準点を一時撤去、滅失、毀損、移転等によりその効用に支障を来した場合又は土地所有者等による公共基準点の一時撤去、移転の請求があった場合は、原則として当該公共基準点を既設と同様の構造により再設置するものとし、必要な場合は、測量の成果を修正するものとする。

2 前項の場合において、同一構造による設置が不可能な場合は、主管課と協議の上、変更することができる。

3 前2項の規定は、故意又は過失により公共基準点を滅失又は毀損した工事施工者以外の者（以下「事故原因者」という。）についても適用する。

（機能回復の施工者）

第8条 公共基準点の測量標を設置する工事（以下「設置工事」という。）は、原則として原因者である工事施工者が行わなければならない。ただし、次の場合は主管課で行う。

- (1) 工事施工者による設置工事が困難な場合
- (2) 土地所有者等による公共基準点の一時撤去、移転の請求があった場合

2 測量成果の修正（以下「測量作業」という。）に必要な手続は、法第36条、第37条第3項、第40条その他関係法令に基づき主管課で行う。

3 移転により機能回復を図る場合は、工事施工者と主管課との協議の上、施工者を決定するものとする。

（設置工事）

第9条 工事施工者等は設置位置及び設置施工法について、事前に主管課と協議しなけれ

ばならない。

- 2 原則として測量標等は既設のものを再度使用するものとするが、使用不可能な場合は、主管課が有償で支給するものとする。
- 3 工事施工者は、設置工事の品質、出来形、工程及び工事実施状況を明らかにする写真を撮影しなければならない。
- 4 設置工事が完了したときには、工事施工者は、速やかに「公共基準点設置工事完了報告書」(様式第11号)を前項の写真とともに市長に提出し、検査を受けなければならない。
- 5 工事施工者は、前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに補修して再検査を受けなければならない。

(費用の負担)

第10条 公共基準点の設置工事に要する費用(既設の公共基準点の取壊し費用を含む。以下「設置費用」という。)及び公共基準点の測量作業に要する費用(以下「測量費用」という。)の負担は次表を標準とする。

区 分		設置費用	測量費用
工事施工者	大洲市所管	△	×
	占用企業者 そ の 他	△	○
事故原因者		△	○
土地所有者等		×	×

注1 ○印は左欄の該当者が負担する。

2 △印は左欄の該当者が原則として設置工事を施工することで費用負担する。

3 ×印は市が負担する。

4 設置費用及び測量費用の額並びに負担の方法は別に定める。

(その他)

第11条 この要綱により難しい場合又はこの要綱に定めのない事項についての取扱いは、その都度農林水産部長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

附 則 (平成22年3月25日大洲市要綱第17号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

公共基準点使用承認申請書

年 月 日

大洲市長 様

申請者 住所
氏名

大洲市公共基準点管理保全要綱第4条第1項の規定により公共基準点の使用について、下記のとおり申請します。

使用目的		
使用期限	年 月 日から 年 月 日まで（日間）	
測量地域		
使用する 公共基準点	計 点	
測量方法		
測量計画機関	名称	
	代表者氏名	
	所在地	
測量作業機関	名称	
	担当者氏名	
	所在地	
備考		

様式第2号（第4条関係）

公共基準点使用承認書

様

公共基準点の使用について下記のとおり承認します。

使用目的		
使用期限	年 月 日から 年 月 日まで（日間）	
測量地域		
使用する 公共基準点	計 点	
測量方法		
測量 作業 機関	名 称	
	代表者氏名	
	所在地	
承認条件 1. 別紙公共基準点使用条件を遵守すること。 2. 使用終了後は、報告書を提出すること。 番 号 年 月 日 大洲市長 印		
担当者連絡先		

別紙

公 共 基 準 点 使 用 条 件

- 1 公共基準点の使用に当たっては、作業者は立入る施設の管理者にあらかじめ計画機関名、作業機関名、作業目的、連絡先などを連絡し、立ち入りの承諾を得ること。
- 2 施設内の立ち入りは、日曜祭日を除く午前9時から午後5時までを原則とする。ただし、管理者から指定された場合はそれに従うこと。
- 3 作業者は、使用時に使用承認書を常時携行すること。
- 4 使用に当たっては公共基準点の取扱いに留意し保全に努めるとともに、周辺を汚さないよう努めること。
- 5 基準点本体及び立ち入り施設に損害を与えた場合は、申請者の費用で原型復旧すること。
- 6 作業者は、測量及びその周辺の現況や、測量付近に工事の予定がある場合は速やかに基準点管理者に連絡すること。
- 7 作業者は、測量標の使用を完了したときは、基準点使用報告書として、次の書類を添付し基準点管理者に連絡すること。
 - (1) 基準点現況報告書
 - (2) 精度管理表

様式第3号（第4条関係）

公共基準点使用報告書

年 月 日

大洲市長 様

報告者 住 所
氏 名
担当者

公共基準点の使用結果を下記のとおり報告します。

使用目的			
使用期限	年 月 日から 年 月 日まで（日間）		
測量地域			
使用した 公共基準点	計 点		
使用承認番号			
測量 作業 機関	名 称		
	担当者		
	所在地		
使用結果 (精 度)	No	～No	相対精度 1 :
	No	～No	相対精度 1 :
	No	～No	相対精度 1 :
	No	～No	相対精度 1 :
特記事項	※ 故障点、異常点の状況を記載する。		

様式第4号（第5条関係）

公共基準点付近での工事施工届出書

年 月 日

大洲市長 様

届出人 住所
氏名

大洲市公共基準点管理保全要綱第5条第1項の規定により下記のとおり届け出します。

工事件名		
工事場所		
工事期間		年 月 日から 年 月 日まで（日間）
工事概要		
公共基準点番号		
占用企業者	名称	
	代表者氏名	
	所在地	
工事請負者	名称	
	担当者氏名	
	所在地	
添付図面	1 位置図 2 断面図 3 平面図 4 その他	

様式第5号（第5条関係）

公共基準点付近での工事完了報告書

年 月 日

大洲市長 様

報告者 住 所
名 称
担当者

年 月 日に届け出た公共基準点付近での工事が完了しましたので次のとおり報告します。

工事件名		
工事場所		
工事期間		年 月 日から 年 月 日まで(日間)
公共基準点番号		
公共基準点 の状況		(1) 測量標の毀損状態：
		(2) 構造物の毀損状態：
		(3) その他：
工事 請負者	名 称	
	担当者	
	所在地	
添付図面		1 竣工写真 2 引照点図 3 測量資料 4 その他

様式第6号（第5条関係）

公共基準点復旧承認申請書

年 月 日

大洲市長 様

申請者 住所
氏名

工事により異常をきたした公共基準点の復旧について、大洲市公共基準点管理保全要綱第5条第6項の規定により承認を受けたいので、次のとおり申請します。

復旧理由		
復旧内容		
復旧場所		
復旧する 公共基準点		
復旧機関	年 月 日から 年 月 日まで(日間)	
復旧工事 請負者	名 称	
	代 表 者 氏 名	
	所在地	
備 考		

様式第7号（第5条関係）

公共基準点復旧承認書

様

年 月 日に申請のありました公共基準点の復旧について、次のとおり承認します。

承認事項

復旧内容

復旧場所

復旧する
公共基準点

復旧完了期限

年 月 日とする。

承認条件

- 1 測量標設置は、大洲市公共基準点管理保全要綱に定めた構造とします。
- 2 支給材が必要な場合は、農林水産部農山漁村整備課へ連絡してください。
- 3 測量標設置工事完了後は、速やかに公共基準点設置工事完了報告書（様式第11号）を提出し、大洲市の検査を受けてください。
- 4 検査に合格したときには、速やかに大洲市へ公共基準点を引き渡すこととします。
- 5 承認後、承認内容に変更が生じた場合は、その旨を速やかに届け出て農林水産部農山漁村整備課と協議してください。

番 号

年 月 日

大洲市長

印

担当連絡先

様式第8号（第6条関係）

公共基準点（一時撤去・移転）承認申請書

年 月 日

大洲市長 様

申請人 住所
氏名

工事により支障となる公共基準点の（一時撤去・移転）について、大洲市公共基準点管理保全要綱第6条第1項の規定により、次のとおり承認申請します。

一時撤去・移転理由	
工事件名	
工事場所	
一時撤去・移転する 公共基準点	
移転する場合の 移転候補地	
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで
一時撤去・移転期間	年 月 日から 年 月 日まで
工事 請負者	名 称
	担当者
	所在地
添付図面	1 位置図 2 平面図 3 写真 4 その他
備 考	※ 現況状況等を記載する。

様式第9号（第6条関係）

公共基準点（一時撤去・移転）承認書

年 月 日

様

大洲市長

印

年 月 日に申請のありました公共基準点の（一時撤去・移転）
について、次のとおり承認します。

承認事項

移転先

一時撤去・移転する
公共基準点

完了期限

年 月 日とする。

承認条件

- 1 測量標設置は、大洲市公共基準点管理保全要綱に定めた構造とします。
- 2 支給材が必要な場合は、農林水産部農山漁村整備課へ連絡してください。
- 3 測量標設置工事完了後は、速やかに公共基準点設置工事完了報告書（様式第11号）を提出し、大洲市の検査を受けてください。
- 4 検査に合格したときには、速やかに大洲市へ公共基準点を引き渡すこととします。
- 5 一時撤去の中止等、協議内容に変更が生じた場合は、速やかに農林水産部農山漁村整備課に連絡してください。

担当連絡先

様式第10号（第6条関係）

公共基準点（一時撤去・移転）請求書

年 月 日

大洲市長 様

請求者 住所
氏名

大洲市公共基準管理保全要綱第6条第3項の規定により公共基準点の（一時撤去・移転）を次のとおり請求します。

一時撤去・移転理由	
請求場所	
一時撤去・移転する 公共基準点	
請求期限	年 月 日まで
備 考	

様式第 1 1 号 (第 9 条関係)

公共基準点設置工事完了報告書

年 月 日

大洲市長 様

報告者 住 所
名 称
担当者

年 月 日付け 第 号で承認を受けた公共基準点の(一時撤去・移転)について、公共基準点設置工事が完了しましたので、次のとおり報告します。

工事件名		
工事場所		
設置工事完了日	年 月 日	
設置公共基準点番号		
工事請負者	名 称	
	担当者	
	所在地	
添 付 図 面	1 完了図 2 その他	

注) 協議の場合は、承認を回答に書き換えるものとする。